

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	全国路線網（高速自動車国道以外）		98											
路線名	一般国道10号（隼人道路）	道路名	隼人道路	道路の種類	一般国道	道路管理者	国土交通大臣							
保有・貸付概要	延長	7.3	キロメートル	区間	鹿児島県霧島市隼人町住吉		から							
		7.3	キロメートル		鹿児島県姶良郡加治木町反土		まで							
	うち供用延長	(0.0)	キロメートル	重要な経過地	-									
		0.0	キロメートル		-									
	うち新設延長				-									
賃付先		西日本高速道路株												
貸付期間		令和5年3月22日まで												
供用開始の区間及び年月日		全線（H4.3.25）												
サービスエリア及びパーキングエリア		-												

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。